へ（地下室等に係る部分、亜鉛めっきを施した配管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用したものを除く。）、ト、ヌ、ヲ（地下室等に係る部分を除く。）、ワ、カ、ヨ、タ(1)(i)から(iv)まで及び(2)(i)（(1)(i)及び(iv)に係る部分に限る。）、ツ（不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガス供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）、ネ(2)及び(3)並びにムに掲げる基準に関する事項

ロ　第四十四条第二号に掲げる消費設備

(1)　[略]

(2)　第四十四条第二号イ(7)（第四十四条第一号へ（地下室等に係る配管（ポリエチレン管を使用したものを除く。）の部分及び亜鉛めっきを施した配管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）に係る部分に限る。）及び(8)

[略]

へ（地下室等に係る部分、亜鉛めっきを施した配管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用したものを除く。）、ト、ヌ、ヲ（地下室等に係る部分を除く。）、ワ、カ、ヨ、タ(1)(i)から(iv)まで及び(2)(i)（(1)(i)及び(iv)に係る部分に限る。）、ツ（不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガス供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）、ネ(2)及び(3)並びにムに掲げる基準に関する事項

ロ　第四十四条第二号に掲げる消費設備

(1)　[略]

(2)　第四十四条第二号イ(7)（第四十四条第一号へ（地下室等に係る部分、亜鉛めっきを施した配管又は亜鉛めっきを施した配管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用したものを除く。）、ト、ヌ、ヲ（地下室等に係る部分を除く。）、ワ、カ、ヨ、タ(1)(i)から(iv)まで及び(2)(i)（(1)(i)及び(iv)に係る部分に限る。）、ツ（不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガス供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）、ネ(2)及び(3)並びにムに掲げる基準に関する事項

ロ　第四十四条第二号に掲げる消費設備

(1)　[略]

(2)　第四十四条第二号イ(7)（第四十四条第一号へ（地下室等に係る部分及び亜鉛めっきを施した配管又は亜鉛めっきを施した配管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用したものを除く。）に係る部分に限る。）及び(8)（地下室等に係る部分に限る。）に掲げる基準

[略]